

職員の人事行政の運営状況をお知らせします

平成23年度および平成24年度の職員の人事行政の運営状況の概要は次のとおりです。なお、詳細は、市ホームページ (<http://www.city.ushiku.ibaraki.jp/section/jinzai/index.htm>) で公表を予定しています。

公表事項の内容は、人材育成課(☎内線3401)までお問い合わせください。

職員数の状況

●部局別職員数(各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	条例定数	平成24年	平成23年	増減数	備考
議会	6	3	3	0	※職員数は常勤職員で、休職者・派遣職員を含みます。ただし、市長、副市長、教育長を除いています。
市長部局	390	304	315	-11	
監査委員	4	2	2	0	
教育委員会	140	48	52	-4	
農業委員会	5	3	3	0	
計	545	360	375	-15	

●部門別職員数(各年4月1日現在)

(単位：人)

区分	平成24年	平成23年	増減数	備考
議会	3	3	0	<ul style="list-style-type: none"> 部門別職員数は、兼務をしている職員については主たる業務での計上となりますので、必ずしも部局別職員数とは一致しない場合があります。 職員数は一般職に属する職員数であり、休職者、茨城県などへの派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除いています。 一般行政部門とは、特別行政部門、公営企業等会計部門以外の部門で、特別行政部門は教育の部門、公営企業等会計部門は下水道、国民健康保険、青果市場、介護保険、企業誘致、後期高齢者医療保険の部門をいいます。 職員数は市長、副市長、教育長を除いています。
総務	83	83	0	
税務	34	36	-2	
労働	1	1	0	
農林水産	10	11	-1	
商工	7	4	3	
土木	44	47	-3	
民生	67	76	-9	
衛生	37	34	3	
一般行政部門計	286	295	-9	
教育	48	52	-4	
特別行政部門計	48	52	-4	
下水道	6	6	0	
その他	20	22	-2	
公営企業等会計部門計	26	28	-2	
総合計	360	375	-15	

●級別職員数などの状況

①行政職Ⅰの級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	①主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士および栄養士の職務②主事補および技師補の職務	4人	1.15%
2級	高度な知識または経験を必要とする主事、技師、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、管理栄養士および栄養士の職務	7人	2.02%
3級	①主査の職務②主任の職務	201人	57.92%
4級	①課長補佐の職務②副参事の職務	89人	25.65%
5級	①課長の職務②参事の職務	30人	8.65%
6級	①次長の職務②理事の職務	9人	2.59%
7級	部長の職務	7人	2.02%

②行政職Ⅱの級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	①一般技能職員(物の製造もしくは修理または機器の運転もしくは操作に従事する職員をいう。以下同じ)の職務 ②調理などの家政的業務を行う職員(以下「家政職員」という)の職務 ③自動車運転手の職務 ④用務員、労務作業員など(以下「用務員など」という)の職務	1人	7.69%
2級	経験を有する前記の職	2人	15.39%
3級	相当な技能または経験を必要とする前記の職	10人	76.92%

●年齢別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

(単位：人)

年齢区分	行政職Ⅰ	行政職Ⅱ	計
24～25歳	1	0	1
26～27歳	1	0	1
28～29歳	6	1	7
30～31歳	12	0	12
32～33歳	13	2	15
34～35歳	26	0	26
36～37歳	21	0	21
38～39歳	23	0	23
40～41歳	17	0	17
42～43歳	11	0	11
44～45歳	27	0	27

年齢区分	行政職Ⅰ	行政職Ⅱ	計
46～47歳	27	1	28
48～49歳	28	0	28
50～51歳	41	1	42
52～53歳	33	0	33
54歳	16	0	16
55歳	14	1	15
56歳	13	1	14
57歳	6	1	7
58歳	6	4	10
59歳	5	1	6
計	347	13	360

職員任免に関する状況

●採用者数の状況(平成24年4月1日付) (単位：人)

区分	試験採用	選考採用	再任用	計
一般行政職	9	1	0	10
技能労務職	3	0	0	3
計	12	1	0	13

●競争試験の実施状況(平成24年4月1日付)

正規職員の競争試験を実施。(観光戦略担当事務職員、一級建築士、自動車運転手、保健師、臨床心理士)

●選考採用の状況(平成24年4月1日付) (単位：人)

区分	市長部局	教育委員会	計
正規職員	1	0	1
任期付職員	0	0	0
計	1	0	1

●退職者数の状況(平成23年度) (単位：人)

区分	定年	勸奨	その他	計
一般行政職	8	11	4	23
技能労務職	4	1	0	5
計	12	12	4	28

給与の状況

●職員の経験年数別・学歴別平均給料月額
の状況(平成24年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数
		10～15年未満	15～20年未満	20～25年未満	25～30年未満
一般行政職	大学卒	278,500円	317,700円	347,800円	381,700円
	高校卒	244,900円	285,300円	326,800円	346,600円
技能労務職	高校卒	182,400円	該当者なし	該当者なし	332,700円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

●職員の年齢別年間給料、給与(管理職)

区分	平均年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
部長職	54.3歳	5,045,901円	4,011,531円	9,057,432円
課長職	54.0歳	4,823,239円	3,346,484円	8,169,723円
課長補佐職	50.8歳	4,629,525円	2,672,941円	7,302,467円

※管理職の平均手当年額には、管理職手当、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当が含まれます。
※平成23年4月から平成24年3月までの給与支給実績の平均です。なお、年齢は、平成24年4月1日現在のものです。

●障害者の任用状況(各年6月1日現在)

区分	法定雇用率	平成24年	平成23年
市長部局	2.10%	1.99%	2.24%
教育委員会	2.10%	4.08%	3.77%
合算分	2.10%	2.31%	2.49%

●職員派遣の状況(平成23年度)

派遣先	人数	期間	備考
茨城県広報広聴課	1人	2年	対等人事交流
茨城県地域計画課	1人	2年	〃
茨城県市町村課	1人	1年	実務研修生
茨城県下水道課	1人	2年	〃
茨城租税債権管理機構	1人	2年	〃
(福)牛久市社会福祉協議会	1人	2年	〃
厚生労働省	1人	2年	〃

●職員の平均給料月額、平均給与月額および
平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	46.3歳	346,000円	402,300円
技能労務職	50.3歳	310,500円	352,900円

※「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、通勤手当などの諸手当の額を合計したものです。

●職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区分		牛久市	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	—	—

※8ページへ続く。

●職員の年齢別給料、手当、給与年額(一般行政職員)※管理職除く。

年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
28歳	2,280,000円	1,345,526円	3,625,526円
29歳	2,488,200円	1,477,577円	3,965,777円
30歳	2,585,700円	1,041,088円	3,626,788円
31歳	2,791,200円	1,511,848円	4,303,048円
32歳	2,975,960円	1,623,475円	4,599,435円
33歳	3,036,840円	1,706,335円	4,743,175円
34歳	3,047,462円	1,643,846円	4,691,308円
35歳	3,223,468円	2,061,424円	5,284,892円
36歳	3,346,603円	2,031,023円	5,377,626円
37歳	3,330,840円	1,828,597円	5,159,437円
38歳	3,368,520円	2,044,121円	5,412,641円
39歳	3,532,862円	2,219,036円	5,751,898円
40歳	3,750,240円	2,021,342円	5,771,582円
41歳	3,635,400円	2,101,235円	5,736,635円
42歳	3,757,138円	2,018,405円	5,775,543円
43歳	3,905,360円	2,082,928円	5,988,288円
44歳	3,995,904円	2,289,493円	6,285,397円
45歳	4,028,499円	2,303,659円	6,332,158円

年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
46歳	4,105,928円	2,111,297円	6,217,225円
47歳	4,315,696円	2,421,658円	6,737,354円
48歳	4,202,160円	2,117,030円	6,319,190円
49歳	4,522,118円	2,054,683円	6,576,801円
50歳	4,526,258円	2,197,313円	6,723,571円
51歳	4,688,441円	2,002,608円	6,691,048円
52歳	4,735,657円	2,005,471円	6,741,128円
53歳	4,753,184円	1,993,900円	6,747,084円
54歳	4,799,745円	2,088,197円	6,887,941円
55歳	4,854,204円	2,360,593円	7,214,797円
56歳	4,872,195円	1,743,929円	6,616,124円
57歳	4,987,475円	1,991,960円	6,979,436円
58歳	4,995,589円	1,978,927円	6,974,516円
59歳	5,024,571円	1,891,131円	6,915,702円
60歳	5,076,720円	1,965,266円	7,041,986円

※一般行政職員の平均手当年額には、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、休日直手当、時間外勤務手当が含まれます。

※平成23年4月から平成24年3月までの給与支給実績の平均です。なお、年齢は、平成24年4月1日現在のものです。

●職員の年齢別年間給料、給与(技能労務職員)

年齢	平均給料年額	平均手当年額	平均給与年額
56歳以下	4,135,945円	1,572,938円	5,708,883円
57～59歳	4,277,131円	1,503,920円	5,781,050円
60歳	4,322,670円	1,477,927円	5,800,597円

※技能労務職員の平均手当年額には、扶養手当、通勤手当、期末勤勉手当、地域手当、特殊勤務手当、住居手当、時間外勤務手当が含まれます。

※平成23年4月から平成24年3月までの給与支給実績の平均です。なお、年齢は、平成24年4月1日現在のものです。

職員の手当の状況

●期末手当・勤勉手当(平成24年4月1日現在)

	牛久市			国		
	1人当たり平均支給額(23年度) 151万1千円			—		
(23年度支給割合)	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
6月期	1.225	0.675	月分	1.225	0.675	月分
12月期	1.375	0.675	月分	1.375	0.675	月分
合計	2.600	1.350	月分	2.600	1.350	月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～15%			職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

※勤勉手当は、平成18年度から勤務評定に基づく勤務成績に応じて支給しています。

●退職手当(平成24年4月1日現在)

	牛久市(退職手当事務組合による)			国		
	(支給率)	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50	30.55	月分	23.50	30.55	月分
勤続25年	33.50	41.34	月分	33.50	41.34	月分
勤続35年	47.50	59.28	月分	47.50	59.28	月分
最高限度額	59.28	59.28	月分	59.28	59.28	月分
加算措置の状況	定年前早期退職特例措置 2～20%加算			定年前早期退職特例措置 2～20%加算		
1人当たりの平均支給額	1人当たり平均支給額(23年度)21,644千円			—		

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

●特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)			60,000円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)			2,000円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)			12.5%
手当の種類(手当数)			下記の3手当のみ支給
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症消毒作業手当	感染症感染の危険がある作業に従事した職員	感染症の病原体に汚染された場所や物件の消毒や動物などの駆除	1日につき 2,000円
行旅死亡人又は変死人処理作業手当	行旅死亡人または変死人処理作業に従事した職員	死体処理	1回につき 3,000円
災害出動手当	荒天、水害などの災害現場に出動し業務に従事した職員	台風災害現場出動	1日につき 2,000円

●時間外勤務手当

区 分	平成23年度	平成22年度
支給実績	4,971万9,000円	5,752万8,000円
支給職員1人当たり平均支給年額	20万2,000円	22万8,000円

●その他の手当(平成24年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、その他6,500円、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	国と同一		5,030万8千円	235,083円
地域手当	5級地(地域手当率6%(制度完成)となっています)	国と異なる		6,463万6千円	216,897円
住居手当	・家賃12,000円を超える借家の場合、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	国と同一		1,325万4千円	282,010円
通勤手当	・乗用車などを利用する場合…距離に応じて2,000円～24,500円支給 ・電車、バスを利用する場合…6カ月定期を基本として、1カ月当たり55,000円まで支給	国と異なる(H23年4月～)	乗用車などの交通用具使用者について、距離に応じて100円から14,100円の加算。(H23年4月～)	1,969万5千円	70,338円
管理職手当	部長(11万円)、次長(8万円)、課長(7万円)、参事兼課長補佐・参事兼園長(5万円)、課長補佐・園長(4万円)、理事(2万円)参事(1万円)	国と異なる	定額制を取っているところは国と同一だが、支給額が国と異なる。	7,383万9千円	653,443円
単身赴任手当	勤務地により単身赴任する職員に月額23,000円支給	国と同一		—	—

特別職の報酬等の状況

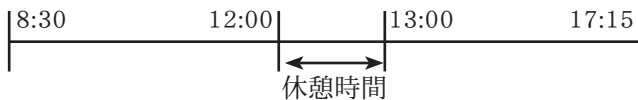
●特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等
給 料	市長 880,000円
	副市長 680,000円
	教育長 640,000円
報 酬	議長 450,000円
	副議長 410,000円
	議員 390,000円

区 分	給 料 月 額 等		
期末手当	市長・副市長・教育長	6月期 1.45 月分	
		12月期 1.50 月分	
		合 計 2.95 月分	
	議長・副議長・議員	6月期 1.45 月分	
		12月期 1.50 月分	
		合 計 2.95 月分	
退職手当	(算定方式)	1年 2年 3年 4年 支給時期	
	市長	月数 5.5 11.0 16.5 22.0 退職時	
	副市長	月数 3.1 6.2 9.3 12.4 退職時	
	教育長	月数 2.4 4.8 7.2 9.6 退職時	

※10ページへ続く。

職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況



●勤務時間

- ・午前8時30分から午後5時15分まで(7時間45分勤務)
- ・休憩時間…正午から午後1時まで(1時間)

※保育園職員などは早番、遅番の制度があり、午前7時から午後7時の間で7時間45分勤務になるよう割り振り変更しています。

●年次有給休暇

- ・毎年1月から12月の1年間当たり20日を超えない範囲内
- ・前年の繰り越しは20日の範囲内で残日数

※休暇単位は1日または半日。1時間単位でも取得できます。

年次有給休暇 平均取得日数	平成23年 9.4日	平成22年 11.5日
------------------	---------------	----------------

※平成24年度勤務条件調査より。

●療養休暇

職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

- ・公務上による傷病の場合…その療養に必要と認める期間
- ・私傷病による場合…90日の範囲内(平成18年7月1日から)

療養休暇 取得者数	平成23年度 21人	平成22年度 15人
--------------	---------------	---------------

●特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故などの事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。※牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則、別表第2の32項目による。

●介護休暇(無給)

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫および兄弟姉妹を介護する場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。2週間から6カ月の間で請求できます。

介護休暇 取得者数	平成23年度 1人	平成22年度 0人
--------------	--------------	--------------

●組合休暇(無給)

職員が職員団体の規約に定める機関の構成員として当該団体または上部団体の業務に従事する場合。任命権者の承認を受けなければなりません。1日または1時間単位で請求できます。

組合休暇 取得者数	平成23年度 0人	平成22年度 0人
--------------	--------------	--------------

●育児休業承認状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。

○平成22・23年度の新規承認者

年度	区分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間			
			9月超え 1年以下	1年超え 1年3月以下	1年3月超え 1年9月以下	1年9月超え 3年以下
平成22年度	一般部門	1人	0人	0人	1人	0人
	教育部門	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	1人	0人	0人	1人(100%)	0人
平成23年度	一般部門	3人	2人	1人	0人	0人
	教育部門	2人	0人	0人	0人	2人
	合計	5人	2人(40%)	1人(20%)	0人	2人(40%)

職員の分限処分および懲戒処分の状況

●分限処分・懲戒処分の状況(平成23年度)

・分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

分限免職	0人	分限休職	8人
------	----	------	----

・懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に行う不利益処分をいいます。

減給処分	0人	戒告処分	0人
------	----	------	----

公平委員会業務状況

●勤務条件に関する措置の要求状況(平成23年度) 要求なし

●不利益処分に関する不服申立ての状況(平成23年度) 申立てなし